

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和元年度第3回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和2年2月6日（木）午前10時00分～午前10時25分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委員）◎ 岩崎恭彦、高畑明弘、山本清已、伊藤暁広、中村久仁子、先浦宏紀、池浦富貴子（◎会長） （事務局）総務部長 三宅義則、人事・行政・財務担当参事 近田雄一、職員課長 尼子宗成、職員課長補佐 中井弘明、職員課給与厚生係長 小山賢司
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
2. その他

議事録

別紙

令和元年度第3回特別職報酬等審議会議事録

令和2年2月6日 午前10時00分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、高畑委員、山本委員、伊藤委員、中村委員、先浦委員、池浦委員

【欠席委員】水谷委員

【事務局】三宅総務部長、近田人事・行政・財務担当参事、尼子職員課長、中井職員課長補佐、小山
給与厚生係長

【議事録】

（事務局：尼子）おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。本日、水谷委員につきましては、他の用務があるということで御欠席でございます。したがって、出席委員は8名中7名ということで、委員の過半数の出席がございますので本審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることを報告いたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

（会長）皆さんおはようございます。本日もよろしく願いいたします。過去2回にわたって審議をいただきまして、答申案の審議ということになります。前回の審議会におきまして、議員の報酬の額、そして市長、副市長、教育長の給料の額については据置き妥当、また期末手当については、昨年度据え置いた部分と合わせて0.10分を引き上げるべきである、このような形で方向性を取りまとめたいただきました。それを受けて、事務局と会長である私のほうで協議を進めて、本日の答申案を皆様に御提示させていただき、そのような次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

では事項に沿って議事を進めてまいります。答申案について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：小山）本日、水谷議員が御欠席でございますが、水谷委員にはこの答申書の案を先にお送りさせていただいておりまして、何か御意見がございましたら御連絡いただきたいというふうな形で連絡させていただきましたが、特に御意見等はございませんでした。

では答申書の案につきまして、課長から朗読をさせていただいた後に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（事務局：尼子）それでは、答申書案について朗読をさせていただきます。お手元の答申書案と、審議会の審議の経過をご覧いただきたいと思っております。

令和2年2月13日、松阪市長 竹上真人様。

松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦。特別職の報酬等の額について、答申案。

令和2年1月10日に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、慎重に審議を重ねた結果、現行の月額で据え置くことが適当であるとの結論に達しました。

また、期末手当については、議会の議員並びに市長、副市長及び教育長のいずれについても、令和、ここはまだ抜けていますが、丸年度から支給率を0.10月分引き上げるべきであるとの結論に達しましたので、別紙審議経過を付して答申します。

別紙のほうをお願いいたします。

当審議会は、市長の諮問の趣旨を踏まえて、市財政の現状、県内各市及び類似団体の市長等の給料及び議員報酬の状況、議員活動の状況、これまでの特別職報酬の改正経過等を判断材料とし、現下の社会経済情勢も認識した上で、特別職の職務への対価として、現行の「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」が適正かどうかの審議を行ったものである。

審議は3回に及び、第1回では、事務局から資料の説明、委員である株式会社三十三総研調査部主席研究員から地域経済の動向についての説明があり、それらに対する質疑応答を行った。

第2回で本格的な審議に入ったが、まず、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか、現在の松阪市の財政状況や地域経済の動向をどのように考えるか、また、民間給与との較差に基づく給与改定という点においては人事院勧告の動向も注視することが重要であることから、昨年8月の人事院勧告なども考慮した上で、給料額を改定する必要があるのかを議論した。

その中で、昨年の人事院勧告で等級の高い層については俸給表の額の引上げがなかったこと等から、現行のまま据置きとするべきという意見はあったものの、少子高齢化やそれに起因する地域課題、都市機能の維持等、地方自治体が直面する課題が増える中で市長等に求められる職責が近年非常に重くなってきていること、また、県内他市との比較において、人口規模や予算規模等を勘案すると本市の市長等の給与水準がやや低い状況にあること、さらに近年、市税収入が増加してきていることや企業誘致の取組に成果が出てきていること等から、何らかの形で給与水準を引き上げることが望ましいという意見が全体としては多く出された。

ただ給与水準については、給料額のみをみるのではなく、期末手当を含めた年収ベースでみるということも考えてよいのではないかという意見が併せて出されたことから、年収ベースで引き上げるとしたときに、給料額を引き上げるか、あるいは期末手当の支給率を引き上げるかについて各委員の意見を確認したところ、今回の引上げについては、情勢等の変化に応じた柔軟な見直しが困難な給料額を今回は据え置いて、期末手当を引き上げる形でよいのではないかという意見が多数を占めた。

次に、議員の報酬の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の報酬額をどのように考えるか、議員の職務、職責についてどう考えるか、市の財政状況や地域経済の動向、人事院勧告等を考慮した上で、報酬額を改定する必要があるのかを議論したが、これについては市長等の給料額とは別途考えなければならないような特別の事情は認められず、それと同様に考えるべきではないかとの意見で一致した。

最後に、市長等及び議員の期末手当の支給率について、同様の審議を行った。

昨年度の当審議会では、今後の市の財政見通しが、短期的には平成31年度（令和元年度）まで合併特例事業債を活用した大型投資事業の集中実施（集中投資期間）が行われる影響があり、また、中長期的には合併算定替え終了による地方交付税の減額や、高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増大、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が見込まれ、いずれにおいても厳しい状況にあるということから、同年度の人事院勧告では一般職の期末手当支給率が0.05月分の引上げであったことに対し、本市の特別職の期末手当支給率についてはそれに抛らずに据え置くべきという答申を行ったところである。しかしながら、今年度でその集中投資期間が終了することにより財政運営において最も慎重を要する時期に一定の目処がつくということ、また、先の市長等の給料額についての議論の中で出された年収ベースでの引上げの方向性も加味すれば、今年度においては、昨年度と今年度の人事院勧告に基づく一般職の期末手当支給率の引上げを合わせた0.10月分の引上げとすることが適当であるという結論に至った。

以上の経過から、当審議会として、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については据置きとし、期末手当の支給率についてはそれぞれ0.10月分、令和九年九月1日から引き上げることが妥当であるとしたものである。

なお、本答申書の内容については、第3回において委員全員が確認して作成を行ったものである。

以上でございます。

(事務局：小山) 皆様方のご協力により、市長から諮問を受けたことについて、前回までご審議いただいた訳でございますが、市長等の給料・議員の報酬については据え置くことが適当、期末手当については0.10月引き上げるという結論を出していただきましたので、審議の中でのご意見をもとに、答申案を作成させていただきました。

答申案の構成についてですが、まず答申書には、今回、諮問を受けた件について結論を記載しております。

別紙として審議経過を、本日を含め3回の審議を行ってきたこと、また、報酬等の適正額を判断するにあたっては、現在の社会経済情勢や、市の財政状況及びその推移、特別職の職責、報酬等の額を他の自治体と比較するなどして、総合的に判断したことを述べた上で、会議の中でいただいたご意見をまとめさせていただきました。

多様なご意見をいただきましたが、同趣旨のご意見については集約させていただき、文章にしております。また、答申でございますので、細かい数値などについては省略しておりますので、ご了承ください。

次に、特別職の期末手当の支給月数について、併せて審議を行ったことを記載しております。本日の審議といたしましては、この答申案の語句や言い回しなどについて、ご意見を頂戴したいと思っておりますが、1点申しわけございません、前回確認させていただくべきところでしたが、期末手当の引き上げの適用時期、何年度からというところについても本日、御意見を頂戴いただければと思っております。よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ではまず、答申案、それから審議会の審議経過の御意見をいただく前に、期末手当の引上げ時期のことについてお諮りをしたいと思っております。松阪市においては、従来慣例で翌年度の4月1日から適用という形で運用してまいりました。今年度も御異論がなければ、同様に取り扱わせていただいておりますが、いかがでしょうか。

異議なしの声あり

(会長) はい、ありがとうございます。では、令和2年の4月1日から適用ということにさせていただきますと思います。

では引き続きまして答申、それから審議会の審議経過につきまして、今、事務局から説明もあったところですが、委員の皆様から御意見を頂戴してまいりたいと思っております。いかがでしょうか。

(委員) この内容については特によろしいんですけども、ちょっと教えてほしいことがあります。もし数字を出してしましたら結構ですが、賞与0.1か月分を引き上げたら、人件費、福利厚生費とまでは言いませんけれども、俗にいう給与費及び期末手当を出したら、幾らぐらい総額でアップするんですか。

(事務局：小山) もしこの0.10月の引上げを適用した場合に、総額が幾ら上がるかというところでございますが、市長等から個別に言わせていただきますと、市長ですと年額で119,160円、副市長ですと92,400円、教育長ですと80,040円、それから議長でいきますと66,960円、副議長でいきますと59,760円、議員でいきますと52,800円ということでございます。総額でいきますと、1,883,520円となります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 審議に1回目、2回目と参加できず、申しわけございません。ずっと見させていただいた中で、すごくまとめていただいたなということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(会長) ありがとうございます。よろしければ委員の皆様から御承認いただいたということにさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

同意の声あり

(会長) ありがとうございます。それでは、答申案につきましては、令和2年度からの引上げということに記載した上で確定ということにさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

審議会は、これで終了ということになります。全体を通して何か委員の皆様から、この3回の審議を通じて、お気づきになったこと、お感じになったことがありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

過去、少し思ひ出しますと、次年度の審議会に向けてということ、宿題が幾つかあったかなと思ひます。一つは、今回給料の額、それから報酬の額については、引き上げることが望ましいという意見を多数いただいたわけですが、年収ベースでみるということ、期末手当の引上げということになりました。その際に給料の額を仮に引き上げるとしたときに、どのような考え方で額については考えていくのかということについて、意見交換があったと思ひます。その点、参考になるような答申を少し集めていただいたりですとか、あるいはその額の算定の考え方について取りまとめていただいたりですとか、そういう資料提供があったらいいのではないかとすることがあったと思ひますので、次年度に向けてということ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、これは例年、なかなか難しいところなんですけど、議会活動ですね。議員さんの活動をどのようにみて評価するとよいのかということがあったと思ひます。議案の数ですとか請願の数ですとかが前年度、前々年度と比べて何か特徴的な事柄があるのかどうか。重要な条例案の審議があったりですとか、あるいは市長に対しての監視活動として、重要な動きがあったのかどうかですとか、そういう議会活動の数としては今回資料提示をいただいているんですが、中身が見えるような形で資料を提供いただくと、審議がしやすいのではないかとということについても御意見があったと思ひます。以前からどういうふうに資料提示いただくかということについては検討を事務局において重ねていただいていることは承知しておりますが、また引き続き御検討いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次年度に向けてということでは、今、少し整理させていただいたところが重要だったかなと思ひますが、委員の皆様から他に何かお気づきの点、あるいは要望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、その他について、事務局からお願ひします。

(事務局：小山) ありがとうございます。本日の御意見を参考にいたしまして、最終の答申をまとめました上で、来週の2月13日、木曜日に、会長代理のほうから市長に提出をする予定となっております。

なお、3回目の審議会の議事録につきましては、後日、各委員の皆様へ御送付させていただきたいと思ひますので、1回目、2回目とあわせて、御確認をお願ひいたします。また、その後、松阪市のホームページ上に公表させていただく予定となっておりますので、皆様御了解の程よろしく賜りたいと思ひております。

(会長) では、事項をすべて審議し終えましたので、進行を事務局にお戻りいたします。

(事務局：尼子) 委員の皆様、大変ありがとうございました。年明けから1か月弱、非常にタイトなスケジュールで、お忙しい中、会議に御参加いただきまして貴重な御意見を頂戴しました。先ほども説明させていただきましたように、この答申案については2月13日、会長代理から市長に答申という形でさせていただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして第3回特別職報酬等審議会を終了とさせていただきます。気をつけてお帰りいただきますようお願いをいたします。大変ありがとうございました。